

令和 5年 1月 1日 制定

住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款

株式会社 C I 東海

株式会社C I 東海
住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款

令和 5年 1月 1日制定

証明申請者（以下「甲」という。）及び株式会社C I 東海（以下「乙」という。）は、この約款及び株式会社C I 東海住宅省エネルギー性能証明書発行業務要領（以下「要領」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、要領第11条第1項に規定する証明手数料を、この契約が締結された日までに支払わなければならない。ただし、要領第11条第4項に規定する方法による場合は、この限りでない。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の住宅省エネルギー性能証明書発行の業務に必要な範囲内において、その対象住宅の計画及び施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、乙の住宅省エネルギー性能証明書発行の業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした評価方法基準に適合させるための指摘に対し、速やかに補正又は追加説明書の提出、その他必要な措置をとらなければならない。
- 4 甲は、乙が検査の業務を行う際に、対象住宅及びその敷地に立ち入り、必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって、住宅省エネルギー性能証明書発行の業務を、次条に規定する業務期日までに行うものとする。
- 2 乙は、甲から業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 住宅省エネルギー性能証明書発行の業務期日は、竣工検査合格日より7日後の日とする。ただし、要領第6条第1項(2)なお書きの家屋番号が未定の場合は、家屋番号届の提出のあった日の翌日のいずれか遅い日とする。

（甲の解除権）

- 第4条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、住宅省エネルギー性能証明書発行の業務を前条に規定する業務期日までに終了せず、又はその見込がない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって住宅省エネルギー性能証明申請取下げ届を提出することができる。この場合には、この契約を解除したものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、その証明手数料がすでに支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。又、その契約解除によって乙が生じた損害について、甲は、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、証明手数料がすでに支払われており、検査が未実施のときは、要領第11条第6項の規定により検査手数料の額を甲に返還することができる。又、当該手数料が支払われていないときは、要領第11条第1項に規定する審査手数料の支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第5条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条第1項の手数料を支払わない場合
 - (2) 甲が、この契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により、引受承諾書に記載の業務期日までに住宅省エネルギー性能証明書を交付することができない場合
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、同項(2)及び(3)の証明手数料をすでに受領しているときは、これを甲に返還せず、又、当該手数料が支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。なお、その契約解除によって甲が生じた損害について、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求できる。

(損害賠償)

- 第6条 甲及び乙は、それぞれ契約解除に伴い損害を受けているときは、その

発生した損害に係る賠償を相手方に請求することができる。なお、この場合の損害賠償請求額は、申請手数料の10倍を限度とする。

(乙の免責)

- 第7条 乙は、住宅省エネルギー性能証明書発行の業務を実施することにより、甲の依頼に係る対象住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものでないこと。
- 2 乙は、住宅省エネルギー性能証明書発行の業務を実施することにより、甲の依頼に係る対象住宅に瑕疵がないことを保証するものでないこと。
- 3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な住宅省エネルギー性能証明書発行の業務を行うことができなかった場合は、住宅省エネルギー性能証明書発行の業務の結果に責任を負うものでないこと。

(秘密保持)

- 第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものには適用しない。
- (1) すでに公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
 - (3) 国土交通大臣等から求められた場合

(別途協議)

- 第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ、定めるものとする。